



老発 1220 第 2 号
令和 5 年 12 月 20 日

各都道府県知事
各市町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行のため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 366 号）が本日公布・施行されたほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 367 号。以下「定義政令」という。）及び認知症施策推進本部令（令和 5 年政令第 368 号）（以下これら 3 つの政令をまとめて「関係政令」という。）並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 158 号。以下「省令」という。）が本日公布され、法の施行期日と同日から施行されることとなりました。

関係政令及び省令の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等へ周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 関係政令について

1 制定の趣旨

法の施行のため、その施行期日、認知症の定義等、法が政令に委任している事項について定めるものであること。

2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令の主な内容

法の施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とすること。

3 定義政令の主な内容

法第 2 条の「政令で定める状態」は、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」とすること（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 1 条の 2 の規定に同じ。）。

4 認知症施策推進本部令の主な内容

(1) 認知症施策推進関係者会議

ア 認知症施策推進関係者会議の委員の任期は、2 年とすること。

イ 認知症施策推進関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること。

ウ 認知症施策推進関係者会議の運営について所要の規定を整備すること。

(2) 認知症施策推進本部の運営

認知症施策推進本部令に定めるもののほか、認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、認知症施策推進本部長（内閣総理大臣）が認知症施策推進本部に諮って定めること。

5 定義政令及び認知症施策推進本部令の施行期日

令和6年1月1日（法の施行期日と同日）

第2 省令について

1 制定の趣旨

定義政令において厚生労働省令に委任している事項について定めるものであること。

2 主な内容

定義政令で定める「厚生労働省令で定める精神疾患」は、「せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患」とすること（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第1条の2の規定に同じ。）。

3 省令の施行期日

令和6年1月1日（法の施行期日と同日）

以上